

令和7年第3回姫路市議会定例会（未定稿）

令和7年9月16日（火）

○仁野央子議員（登壇）

おはようございます。自由民主党、仁野央子です。

まずは1項目めといたしまして、地域経済を支える小規模事業者への支援と商工会との連携の強化について質問いたします。

地域経済の活性化や雇用の維持には、地元で事業を営む中小企業、特に小規模事業者の存在が欠かせません。

その中で、都市部にある商工会議所のみならず、地域に根差した商工会も地元の小規模事業者のよろず相談窓口や伴走支援の担い手として重要な役割を果たしています。

まず、法律上の定義について整理しますと、資本金や従業員数によって業種ごとに中小企業者や小規模事業者を定義しております。例えば、製造業では資本金3億円以下または常時使用する従業員が300人以下の企業を中小企業者と定義しており、常時使用する従業員数20人以下の企業を小規模事業者と定義しております。

このように、小規模事業者は中小企業者の中でも特に零細な事業者を指し、地域に密着した業種が多いのが特徴です。

平成25年に成立した小規模企業活性化法において、小規模事業者の意義が明確化されました。続いて平成26年には、小規模事業者、国と地方自治体、支援機関等の様々な関係者の行動を促し、時代の変化に対応できる仕組みづくりのため、小規模企業振興基本法及び小規模事業者支援法が成立しました。

小規模企業振興基本法では、中小企業基本法の基本理念である成長発展のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む事業の持続的発展が基本原則として位置づけられました。

また、小規模事業者支援法では、地域に根差した各地の商工会や商工会議所が小規模事業者の持てる力を最大限引き出し、総力を挙げて支援を行う体制の構築が掲げられています。

商工会は、まさにこうした小規模事業者の支援の最前線に立ち、経営相談、税務・労務サポート、事業承継や創業支援、地域振興イベントの運営等、多岐にわたる活動を行っています。

それを踏まえて、以下お伺いいたします。

まず1点目、小規模事業者支援に対する本市の見解につ

いてお伺いいたします。

国において小規模企業振興基本法が制定され、小規模企業支援が政策的にも重視されております。

令和3年度調査によると、姫路市における商工業者のうち約74%が小規模事業者に該当します。このことから、中小企業への施策を考える上では、小規模企業者の実情も把握し、施策を展開していくことが重要なのではないのでしょうか。

小規模事業者支援の重要性について、本市のお考えをお聞かせください。

次に2点目、姫路市経済振興ビジョンについてお伺いします。

令和3年度から令和7年度までの姫路市経済振興ビジョンにおいて、中小企業に対しては各種施策が展開されております。しかし、小規模事業者に特化した施策については記載がありません。

小規模事業者は地域とのつながりが強く、生活インフラや商業インフラなどの基盤サービスを提供するなど地域社会の形成に寄与しており、地域を支える担い手として、その社会的意義を再認識する必要があります。

地域経済・社会にとっては地域や雇用を支える小規模事業者の経営が大きな影響を及ぼすことから、市が主体となり、個々の小規模事業者が策定する経営戦略と併せて当該地域の産業ビジョンの策定を進めていくことが重要です。

今後は、小規模事業者の声も聞き、より小規模事業者に特化した施策も取り入れる必要があると思います。

令和8年度以降に策定される新しい姫路市経済振興ビジョンには、小規模事業者支援施策についても明記すべきであると考えますが、お考えをお示しください。

また、令和3年度から令和7年度までの姫路市経済振興ビジョンにおいては、姫路商工会議所と姫路市との協力については明記されておりましたが、姫路市商工会については明記されておませんでした。

姫路市商工会とは、平成22年に夢前町、家島町、香寺町、安富町の各商工会が合併し誕生した地域総合経済団体です。

会員事業所の現状を把握し、どのような課題を持っているか、地域がどのような状況にあるのかを見極め、その会員事業所に合ったサービスを提供するために、地域の商工業者を訪問し、経営相談事業等の様々な支援活動を実施しています。

商工会議所と商工会の設立の趣旨や歴史的背景の違い、求められている役割の違いに鑑みますと、小規模事業者の支援には商工会の活躍が必須であると言えます。

商工会が実施している経営指導員による相談事業は、小規模事業者の経営改善と発達、振興と安定を目的とした公益性の高い事業です。

小規模事業者支援法においては、商工会と市町村の連携についても記載されております。

そこで、新しく策定する姫路市経済振興ビジョンには、商工会議所のみならず市と商工会との連携についても明記すべきであると考えます。

また、ビジョンの策定に当たっては、検討懇話会等を通して姫路市商工会との情報交換もしっかりとなされるべきであると考えますが、当局のご見解をお示しください。

次に2項目めといたしまして、子ども・子育て支援の観点から、保育所等のＩＣＴ化についてお尋ねします。

本市の令和7年度主要事業の1つに、姫路の未来を切り開く人を育む事業があります。この中で、ライフステージに応じた切れ目のない支援、よりよい教育環境の整備、多様な人材の育成・確保が掲げられており、より具体的な施策としては、保育士等確保対策の推進が様々に展開されております。

国内においては、1歳児から2歳児の保育の利用率が初めて6割を超えるなど、保育の存在感は過去最高に増しております。

また、25歳から44歳の女性の就業率は8割を超えており、共働きが当たり前になっている昨今、ライフスタイルに合った保育施設に子どもを預けられること、ＩＣＴ化などによって、保育士、保護者双方の利便性を向上させることは、もはや必須の社会インフラであると考えます。

本市における子育て状況といたしまして、いわゆる潜在的な待機児童の存在や病児・病後児保育の不足なども指摘されています。

就学前児童人口は減少傾向にあり、長期的に就学前施設の利用者は減少していくことが想定されていること、また、保育士が不足している現状に鑑みますと、保育施設のさらなる拡充は難しく、根本的な解決のためには保育士の確保が必要です。

その実現のためには保育士の業務負担を軽減するためのＩＣＴ化の推進が極めて重要であり、登降園管理や連絡帳のアプリ化、保育記録のデジタル化によって保育士が本

来の保育業務に専念できる環境づくりを進めるべきであると考えます。

そういった事情から、現在、国の補助メニューに保育所等におけるＩＣＴ化推進等事業補助金があり、それを受けて、本市においても姫路市保育所等業務効率化安全対策推進事業として保育所等のＩＣＴ化の推進に対して補助金を交付しています。

こちらの補助金でカバーされる内容といたしまして、園児の登園及び降園の管理に関する機能、保育に関する計画及び記録に関する機能、保護者との連絡に関する機能などがあり、また、本年度からは新たにキャッシュレス決済機能も追加されました。

しかし、この補助金の対象要件としては、今年度新たに追加されたキャッシュレス決済の導入以外については、過去にＩＣＴ化導入補助金を交付された施設は制度の対象外となってしまいます。

同補助金は、これまでに平成28年度、平成30年度、令和2年度から3年度、令和5年度から7年度に募集され交付されています。

しかし、平成28年度と平成30年度においては、まだコロナ禍以前であり、世の中の環境や保育所等に求められるニーズがコロナ禍後とは異なっていることに注意が必要であると私は思います。

コロナ禍により、国民生活や経済活動維持の観点から、これまでデジタル化が進まなかった領域を含め、デジタル活用が広がることになりました。

保育施設は職員にとって感染リスクの高い環境でありながらも、社会に不可欠なエッセンシャルワークであり、テレワークは困難な環境でありました。そういった状況の中で勤務者の確保、児童の安全、感染対策に取り組まなければならない苦労は大変に重く、保育のＩＣＴ化の重要性というものがより強く意識されたことと思います。

このように、コロナ禍を契機として、働き方、生活様式等の多様化が加速し、また、ＩＣＴの遅れとその必要性が認識されたことから、企業及び政府においてＩＣＴに関する取組が進められており、今後、ますますＩＣＴ化は加速していくと考えられます。

また、コロナ禍以外にも、もう1つ保育現場に衝撃と変革をもたらす大きな出来事として、2022年に通園バスの車内に園児を置き去りにし、結果、園児が熱中症で亡くなってしまうという痛ましい事件がありました。

その事件をきっかけに、お迎えバスの効率運行や置き去り事故の防止のためには、保護者との連絡や出欠確認をアプリ上で行い、リアルタイムで職員間での共有をすることの大切さが認識されました。

このように、ある時点では重要視されていなかった機能が、ある時点、ある出来事を境に必要なになるといったことは当然にあり得ます。

保育所等のＩＣＴ化の導入に当たっては、業務を効率化する多くの機能から必要な機能のみを選択して利用することができるのですが、導入内容により料金プランが変わることにより、コロナ禍前の当時においてはコロナ禍後のニューノーマルにおいては必須であると考えられる機能を選択・追加せず、当時の価値観において必要最低限だった機能しか追加していない保育施設も存在します。

また、当時は今ほどＩＣＴ化が普及しておらず、使いこなせる人材が不足していたこともＩＣＴ化における新規機能追加の判断に影響した可能性も否めません。

10年という期間は、世の中の変化、新規機能の実装には十分な期間です。10年前は普及していなかった保護者アプリが現在は一般化しており、保護者からの欠席連絡がそのまま登降園管理に反映されるようになった等の進化がありました。

平成28年と平成30年度に補助を受けた園は、コロナ禍後の現在では当たり前となった機能を実装していないことにより業務効率化の機会を逸する可能性があり、結果として保育士の負担軽減が進みません。このことには不公平感が拭えず、補助を受けられなかった園においては保育士の離職や確保困難へとつながるおそれがあります。

この補助金については、本市は国の要綱に従って交付していることは承知しており、対象範囲の変更を本市独自で行うことができないことについても理解はしております。

しかしながら、保育士確保は本市の重要施策の1つです。保育士の処遇改善と保育士確保のためにも、また、保護者の利便性の向上や児童の安全のためにも、コロナ禍前に業務効率化補助金を受けた園について、当時は導入しなかった機能の追加について、市独自での補助制度を創設するなど、より広く保育現場のＩＣＴ化を支援することを検討してはいただけないでしょうか。

お考えをお聞かせください。

次に3項目めといたしまして、民生委員の担い手確保について質問いたします。

現在、地域の高齢化や福祉ニーズの多様化が進む中で、地域福祉の最前線を担う民生委員の役割はますます重要になっています。

しかしながら、委員の高齢化や成り手不足が全国的に深刻化しており、姫路市においても例外ではないと認識しております。

民生委員は地域の見守り、支援、孤立防止のための重要な人材でありながら、その活動の実態が市民に十分に伝わっておらず、活動負担の重さや役割の不明確さから担い手確保が困難になっている現状があります。

こうした課題を踏まえ、今後の担い手確保に向けた本市の取組についてお伺いいたします。

1点目といたしまして、民生委員の新任委員の確保についてお伺いいたします。

若い世代や働く世代の参画促進、活動の魅力の見える化、ＳＮＳや動画などを活用した広報、ＩＣＴによる負担軽減など、新たな工夫が求められていると感じます。

そのほかにも、社会福祉協議会、自治会、学校、地域包括支援センターなど、地域の関係機関と連携し、候補者の発掘や委員活動の支援につなげていく必要があります。

市として、今後どのように実行力のある担い手確保策を推進していくお考えをお聞かせください。

2点目として、在任委員を支える体制についてお伺いいたします。

令和4年度の一斉改選について行われた全国の民生委員の調査によると、在任期間3年以下、すなわち1期で退任した委員が退任者全体の3割となっていました。

姫路市においては約2割と、全国に比べて1期での退任が少なかったということは喜ばしいことではあると思います。しかし、姫路市の状況も将来にわたって維持できるかは限りません。

せっかく民生委員となった者が1期で退任せずに済むよう、一人一人の委員を支える体制づくり、活動環境整備が必要であると考えますが、本市のお考えをお聞かせください。

以上で、私の第1問を終わります。

○石堂大輔議長

岡本副市長。

○岡本 裕副市長（登壇）

私からは、3項目めにつきましてお答えいたします。

まず、1点目の新任委員の確保策についてでございます

が、姫路市における令和4年度一斉改選時の民生委員・児童委員の充足率は約99%であり、全国平均の約94%を上回っております。

担い手の確保につきましては、今後、高齢化等によりますます厳しい状況になっていくと見込まれますが、民生・児童推進員制度を導入することで民生委員・児童委員の負担軽減を図るとともに、民生・児童推進委員が民生委員・児童委員の活動に触れる機会が、民生委員・児童委員就任へのきっかけとなることを期待しております。

また、引き続き姫路市民生委員児童委員連合会、社会福祉協議会など関係団体等と連携していくとともに、今後、SNS、ICTの活用等、新たな工夫について他都市の先進事例を調査し、導入を検討してまいります。

加えて、担い手確保は全国的な問題でもあることから、国に対し、民生委員・児童委員の活動記録の簡略化による負担軽減など、改善策について近畿ブロック都市福祉事務所長連絡協議会を通じて、引き続き要望をしております。

次に、2点目の在任の委員を支える体制についてでございますが、全国的には自治会加入率の低下や単身世帯の増加などの地域構造の変化、つながりの希薄化、高齢化の進行による対応件数の増加や就業率の上昇、定年退職年齢の引上げなどにより、高齢で就任された方が長期間民生委員・児童委員を続けることができないといった傾向があり、本市も同様であると考えております。

これまでも民生委員・児童委員を対象とした研修会を定期的に行っており、資質向上や不安解消に努めているほか、令和4年度からは姫路市民生委員児童委員連合会の正副会長との意見交換会を開催し、課題等の情報共有を行う等、連携を図っております。

今後もこれらの取組を継続するとともに、民生委員・児童委員が仕事にやりがいを感じ、委員活動を続けやすい環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

大前観光経済局長。

○大前 晋観光経済局長（登壇）

私からは、1項目目の本市における小規模事業者への支援と姫路市商工会との連携についてお答えいたします。

まず、1点目の本市における小規模事業者への支援の考え方についてでございますが、本市の小規模事業者の方々は地域経済に密着した事業を展開されており、地域経済の

成長や発展に大きく貢献されております。

本市といたしましては、経営の安定に向けた資金繰り対策や次世代へ事業を引き継ぐ事業承継、また、生産性の向上に向けたデジタルトランスフォーメーションの推進など、複雑化・多様化する経営課題に直面されている小規模事業者への支援は大変重要であると認識しております。

これらの課題は小規模事業者を含めた多くの中小企業者の共通の課題であると考えており、それらの課題への支援策として、本市では中小企業融資に係る信用保証料助成や事業継承サポート事業、ものづくりIT化推進事業などに取り組んでおります。

小規模事業者の経営の安定や事業拡大には、姫路市商工会をはじめとする小規模事業者を支える支援機関による経営改善指導等の取組も重要であると考えており、本市といたしましても姫路市商工会等への小規模事業等支援事業補助金の交付等により、これらの取組への支援も行っております。

今後も、姫路市商工会をはじめとする支援機関と連携・協力しながら、小規模事業者への支援について努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の姫路市経済振興ビジョンについてでございますが、本市経済の活性化には市内事業者の成長・発展が不可欠であり、小規模事業者の事業支援に取り組まれている姫路市商工会の役割の重要性を認識しております。

本市はこれまで、姫路市経済振興ビジョンに基づき、小規模事業者を含む中小企業者に対する様々な支援を行ってまいりました。

しかしながら、本格的な人口減少の到来やグローバル化の進展などこれまでにない速度で社会が変化して、本市を取り巻く経済情勢も厳しさを増しており、先行きを見通すことが困難になってきております。

次期姫路市経済振興ビジョンにつきましては、本市の10年後を見据え、本市が目指すべき将来像を定め、そこから逆算して行うべき施策を決めるバックキャスティング手法により、今年度から2年間かけて改定することとしております。

現在、姫路市経済振興ビジョンの改定については懇話会メンバーの構成を含めた検討を進めており、今後、姫路市商工会との連携や小規模事業者支援施策などについて、同商工会とも十分な意見交換をしながら取り組んでまいり

たいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

松本こども未来局長。

○松本 浩こども未来局長（登壇）

私からは、2項目めについてお答えをいたします。

本市の保育所等のＩＣＴ化支援につきましては、国の補助制度に基づきまして、市内の認可保育所等及び届出保育施設に対して業務効率化を図るためのシステム導入に係る費用を補助しております。

コロナ禍の前と後でＩＣＴ化への認識が大きく変化したことは十分認識しておりますが、この補助金は、国の補助制度上、全ての施設にＩＣＴ化を導入することを目的に1施設1回限りの交付となっておりますので、本市におきましても国の制度趣旨に鑑みまして、市単独での補助制度による再度の支援を行うことは難しいと考えております。

ただ、現在、国におきましてＩＣＴ化導入を終えた次の取組として、ＩＣＴを活用した新たなプラットフォームの整備構想が進められておりますので、その動向に注視してまいります。

以上でございます。

○石堂大輔議長

1 番 仁野央子議員。

○仁野央子議員

それぞれにご答弁ありがとうございました。

2項目について再質問させていただきます。

まずは、商工会との連携についてです。商工会の重要性を認識していただいている、今後も連携を図っていただけるというようなご答弁でした。

商工会との連携の強化という点でいうと本市所在の商工業者のうち、繰り返しになりますが、小規模事業者は74%を占めていることから、本市経済において小規模事業者に対する経営改善普及事業は非常に重要な役割を持っています。

経済産業省告示第60号の中で、小規模事業者の経営改善普及事業の実施に当たっては、商工会と地方自治体がそれぞれ役割を分担するのではなく、関係者が一体となった実施体制を構築することや、小規模事業者にはきめ細やかな支援を行うよう特に配慮することなどが明記されております。

こういった事情に鑑みますと、ビジョンの策定に当たっ

ては商工会ともしっかり意見交換を交わしていただきたいと思います。

今後は、これまで以上に意見交換の場を設けるなど、現状と比べて連携が強化されるというお考えでよろしかったか、もう一度お考えをお示してください。

次に、保育所等のＩＣＴ化事業についても再度質問させていただきます。

先ほどのご回答において、市独自での補助制度の創設については現時点では前向きではないという受け止めにいたしました。

しかしながら、繰り返しになりますが、ＩＣＴ化については、コロナ禍により必要性に駆られたことで一気に普及しました。

加えて、そのシステムも日進月歩で進化しており、平成28年度や平成30年度時点ではできなかったことができるようになっております。

一番大きな変化としては、繰り返しになりますが、保護者からのアプリ上での欠席連絡がそのまま登降園管理に反映されるようになったことではないかと思います。この進化は、送迎バスへの園児の置き去りといった事故防止に最も効果的です。

そのため、保育所等へのＩＣＴ化支援については、1施設1回限りの原則があったとしても、本来は世間の常識やニーズの変化、技術の大きな進歩があった場合には、その交付対象を見直すべきであると思います。

国の施策に配慮の不足があった場合には、国における制度変更は難しくとも、市なら機動的な対応が可能なのではないかと考えます。

補完性の原理といった考え方にのっとり、市独自で足りないところを積極的に補うなど、自ら手本を示しつつ、国にその充実を働きかけていくべきであると考えております。

子育て環境にとって本当に必要で、効果的な支援は何かという観点から、再度ご回答をお願いいたします。

○石堂大輔議長

大前観光経済局長。

○大前 晋観光経済局長

地域の小規模事業者の経営指導等を担っている商工会との連携の強化というような2問目の質問だったと思います。

先ほども申しましたように、小規模事業者支援法の意義

であったり、姫路商工会が地域の中小企業者や小規模事業者の牽引、地域経済の中核的主体として活動されていることを踏まえまして、また、経済振興ビジョンの策定に当たりまして、今後もしっかりと商工会と連携しながら、意見を聞きながら、いろいろと施策を打ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○石堂大輔議長

松本 ことも未来局長。

○松本 浩 ことも未来局長

議員お示しのご意見も確かに理解するところはございますが、本市といたしましても、まずＩＣＴ化自体が未導入の施設もありますことから、まずはＩＣＴ化自体を整えた施設を増やしていきたいと、かように考えてございます。

以上でございます。

○石堂大輔議長

以上で、仁野央子議員の質疑・質問を終了します。